

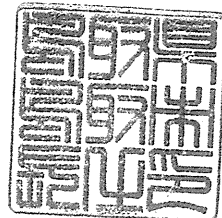
鳥取

写

発水経第 260081 号
平成 26 年 5 月 28 日

鳥取市水道事業審議会
会長 松原 雄平 様

鳥取市長 深澤 義彦



水道料金の改定について（諮問）

鳥取市水道事業審議会条例第 2 条の規定に基づき、下記の事項について諮問します。

記

【諮問事項】

- 1 鳥取・国府地域、河原地域及び青谷地域の現行水道料金を適正な額に統一することについて
- 2 今後の水道料金体系の在り方について

【諮問の趣旨】

1. 鳥取・国府地域、河原地域及び青谷地域の現行水道料金を適正な額に統一することについて

本市水道事業は、市町村合併後、鳥取・国府地域、河原地域及び青谷地域の上水道を統合し、一つの上水道事業として運営しています。各地域で料金体系が異なっていたため、合併調整方針に基づき、合併後 10 年間で段階的に調整を図り、平成 27 年度に鳥取・国府地域の料金を基本に統一することとしています。

これまでの取り組みとしては、貴審議会の答申を受け、平成 22 年度に河原地域の水道料金を改定し、平成 23 年度に鳥取・国府地域と青谷地域の水道料金を改定してきました。

平成 27 年度を迎えるにあたり、各地域の水道料金を適正な額に統一することについて、貴審議会の意見を求めるものです。

2. 今後の水道料金体系の在り方について

本市では料金制度に口径別の基本料金と従量料金の 2 部料金制をとっており、従量料金では使用量の増加に伴い従量料金単価が高額となる逡増制料金体系としています。このことによって、水需要量の増加に伴う水源確保等の費用の上昇に対応できるよう、比較的使用量の多い需要者に対し水需要の合理性を促し水需要の抑制を図ることや、生活用の使用者料金の低廉化に配慮する体系となっています。

しかし、現在は全国的な少子化に伴う人口減少や節水機器の普及などにより水需要が減少傾向にあり、また本市においては、上水道から鳥取県の工業用水道への切り替えや製造業の事業再編による生産活動の縮小などにより大口需要者の使用量が大きく減少しており、水道料金収入がさらに落ち込む傾向にあります。

それに対して水道事業の支出については、設備投資に係る費用（固定費）の割合が大部分を占めている装置産業であり、単純に水量に伴って増減する動力費や薬品費などの純粋な変動費は収益的支出の 10%以下でしかありません。平成 25 年 3 月に厚生労働省が発行した新水道ビジョンによれば、この対策として、「固定費と変動費の割合に適合した、将来を見据えた料金体系へ、利用者の影響を抑制しつつ、事業実態に応じた検討を」を求められています。

このことから、今後の水道料金体系の在り方について貴審議会の意見を求めるものです。